

社会起業家加速化支援プログラム業務委託仕様書

この仕様書は、「社会起業家加速化支援プログラム」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、郡山市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）に委託する事項を定めるものとする。

1 業務名

社会起業家加速化支援プログラム

2 本業務の目的

本業務では、SDGsの達成につながる社会課題又は地域課題（以下「課題等」という。）を解決する事業アイデア・サービスを持ち、こおりやま広域連携中枢都市圏（以下「こおりやま広域圏」という。）の課題等の解決に取り組むとともに、持続的な経済成長を目指す起業家や中小企業者等（以下「起業家等」という。）を広く募集し、その起業家等の事業を、こおりやま広域圏の構成市町村、創業支援事業者及び起業家等のネットワークを活用しながら公民連携でブラッシュアップし、事業の成長を加速させるための様々な支援を行う。

この取組を通じて、こおりやま広域圏内における社会起業家のロールモデルを育成するとともに、時代に応じて変革しつつ事業を継続するビジネスモデルを構築することで、こおりやま広域圏の産業振興及び地域活性化を図ることを目的とする。

※こおりやま広域圏の構成市町村：郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

3 本業務の内容

（１） 支援対象となる起業家等の募集・発掘

ア 起業家等への支援プログラム（以下「本プログラム」という。）への参加資格は、次のいずれかに該当することとする。

（ア） こおりやま広域圏に住所を有する起業希望者又は起業10年未満の起業家

（イ） こおりやま広域圏に主たる事業所を有する創業又は事業承継後10期未満の中小企業者及び新規事業の立ち上げ又は第二創業を目指している中小企業者

（ウ） こおりやま広域圏外から郡山市に移住し、郡山市内での起業を希望する者

イ 本プログラムの参加者を広く募集・発掘し、5者程度（過半は郡山市に事業所を有するか、事業所を有する予定である者）を選抜し、採択すること。

ウ 本プログラムの趣旨及び概要、応募要件、審査基準等を、専用のウェブサイトを設置し、広く周知すること。なお、専用ウェブサイトは、SNSを利用した広報活動にも対応するものとする。

エ 参加者を募集するに当たり事前説明会を複数回実施すること。なお、オンラインでの実施も可とする。

(2) 参加者の審査及び選考

ア 本プログラムに応募した者について、参加資格のほか、次の観点から審査及び選考をすること。

- (ア) 経営者の経営方針
- (イ) 事業の遂行能力、継続性、変革性
- (ウ) 事業アイデアの新規性、独自性
- (エ) 課題等の解決の実効性
- (オ) 市場性、成長性
- (カ) こおりやま広域圏への貢献度
- (キ) 支援の必要性
- (ク) S D G s 達成へのインパクト

イ 審査及び選考に当たって、受注者及び当市職員を審査員とすること。

(3) 採択した起業家等に対する支援の実施

ア 採択した起業家等に対して、事業の成長を加速させる支援プログラムを実施すること。なお、発注者が想定する内容は次のとおりであるが、提案上限額の範囲内で、より効果的と考えるプログラムを積極的に提案すること。

- (ア) キックオフイベント及び成果報告会の開催
- (イ) 起業又は経営経験者等によるアドバイス又はメンタリング
- (ウ) D X、資金調達及びマーケティング等の戦略策定又はレクチャー
- (エ) こおりやま広域圏外の企業等及び地域プレイヤー等とのマッチング
- (オ) 販路開拓に向けたイベント等の開催
- (カ) こおりやま広域圏内のコワーキングスペース等の活用
- (キ) 過去に本プログラムで採択した起業家等との連携
- (ク) 東北6県の市町村が行うスタートアップ向けイベントや支援プログラムとの連携

イ 昨年度の本プログラムに採択された起業家等に対し、フォローアップを実施すること。また、フォローアップの実施に当たっては、昨年度の受注者と連携し、支援方針を共有の上、継続的なフォローアップができるよう努めること。

ウ 本プログラムの実施状況について、ウェブサイト等を通し情報発信するとともに、メディア等へ情報提供し、採択した起業家等のプロモーションにつなげること。

エ 採択した起業家等による今年度の成果を成果報告書として作成すること。

オ 各支援について、市主催事業等内での開催も可とする。

(4) アンケートの実施

採択した起業家等に対しアンケートを実施し、業務の成果等を次回以降の業務改善に生かすように取り組むこと。アンケートの結果は、結果がまとまり次第、発注者に報告するこ

と。

(5) 本プログラムの継続性の確保

採択した起業家等が次年度以降も継続して支援を希望する場合、支援を実施する事業者と連携し、当該企業等が継続した支援を受けられるよう連絡調整に務めるとともに、昨年度に採択した起業家等が今年度も継続して支援を希望する場合、支援を受けられるよう検討すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 委託料

業務終了後に支払うものとする。

6 提出書類

受託者は、次の各号に掲げる書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務完了届
- (3) 業務実施計画書
- (4) 実績報告書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行う。なお、打合せに要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (2) 本業務の再委託については、事前に受注者の了解を得ること。ただし、業務の全部、又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは禁止する。
- (3) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。なお、秘密の保持については、秘密保持契約書を締結する。
- (4) 発注者又は発注者関係者から提供を受けた資料は本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ発注者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) 全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- (6) 本業務の実施で得られた成果（著作物等）については発注者に帰属する。ただし、専用ウェブサイトについては別途協議する。
- (7) 仕様書に定めのないものについては、その都度、発注者及び受注者の協議の上定め

るものとする。